

## 太陽光発電の普及拡大に関する4者連携協定を締結しました！

川崎市、東京都及び一般社団法人太陽光発電協会の3者が令和5年5月に締結した「太陽光発電の普及拡大に関する3者連携協定」について、令和8年7月9日（木）に、仙台市が新たに加わり、4者による連携協定を締結しましたのでお知らせします。

本協定は、脱炭素社会の実現に向け、太陽光発電の一層の普及拡大を図るもので、本協定に基づき4者の更なる連携強化を図ってまいります。

### 1 協定締結日

令和8年7月9日（木）

### 2 協定締結者

川崎市

東京都

仙台市

一般社団法人太陽光発電協会

### 3 連携内容

- (1) 太陽光発電に係る基礎的な知識の普及啓発に関すること。
- (2) 太陽光発電に係る最新技術の情報収集及び開発促進に関すること。
- (3) 太陽光発電の持続的なサプライチェーンの構築や人権尊重など SDGs に配慮した事業活動に関すること。
- (4) 太陽光発電に係る施工技術の向上や維持管理、廃棄・リサイクルに関すること。
- (5) 太陽光発電に係る制度の円滑な施行・運用に向けた情報共有及び発信に関すること。
- (6) 太陽光発電の普及促進に係る他自治体等への政策波及に向けた取組に関すること。
- (7) その他相互に連携及び協力をする必要があると認められる事項に関すること。

問合せ先  
川崎市環境局脱炭素戦略推進室 石坂  
電話 044-200-1222  
内線 29205

令和8年7月9日  
東京都環境局  
川崎市環境局  
仙台市環境局  
一般社団法人太陽光発電協会

## 太陽光発電の普及拡大に関する4者連携協定の締結について

太陽光発電は、脱炭素社会の実現の要である再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に寄与するとともに、経済性や防災性など多様なメリットを有しています。

このたび、太陽光発電の一層の普及拡大を図るため、東京都、川崎市及び一般社団法人太陽光発電協会の3者における連携協定について、新たに仙台市が加わり、4者による連携協定を締結しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 協定締結日

令和8年7月9日

#### 2 連携内容

- (1) 太陽光発電に係る基礎的な知識の普及啓発に関すること。
- (2) 太陽光発電に係る最新技術の情報収集及び開発促進に関すること。
- (3) 太陽光発電の持続的なサプライチェーンの構築や人権尊重など SDGs に配慮した事業活動に関すること。
- (4) 太陽光発電に係る施工技術の向上や維持管理、廃棄・リサイクルに関すること。
- (5) 太陽光発電に係る制度の円滑な施行・運用に向けた情報共有及び発信に関すること。
- (6) 太陽光発電の普及促進に係る他自治体等への政策波及に向けた取組に関すること。
- (7) その他相互に連携及び協力をすることが必要と認められる事項に関すること。

#### 3 協定締結の経緯

令和4年12月 東京都及び一般社団法人太陽光発電協会の2者で連携協定を締結

令和5年6月 川崎市を含めた3者で連携協定を締結

#### 【問い合わせ先】

東京都環境局 気候変動対策部 環境都市づくり課 大野

電話 03-5000-8437

川崎市環境局 脱炭素戦略推進室 石坂

電話 044-200-1222

仙台市環境局 脱炭素都市推進部 脱炭素経営推進課 横田

電話 022-214-5383

一般社団法人 太陽光発電協会 広報部会 森

電話 0570-003-045

【参考1】 中小規模新築建物への太陽光義務化に関する施策の概要

東京都	川崎市	仙台市
<p>○令和7年4月1日施行</p> <p>&lt;対象建物の規模・種類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>未満の住宅及び非住宅（新築）</li> </ul> <p>&lt;義務対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都内年間供給総延べ面積 20,000 m<sup>2</sup>以上の建物供給事業者</li> </ul> <p>&lt;義務付け事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電等の再エネ設備の設置</li> <li>・断熱・省エネ性能の確保</li> <li>・ZEV 充電設備の整備</li> </ul>	<p>○令和7年4月1日施行</p> <p>&lt;対象建物の規模・種類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>未満の住宅及び非住宅（新築）</li> </ul> <p>&lt;義務対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内年間供給総延べ面積 5,000 m<sup>2</sup>以上の建築事業者</li> </ul> <p>&lt;義務付け事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備等の再エネ設備の設置</li> </ul>	<p>○令和9年4月1日施行予定（新規）</p> <p>&lt;対象建物の規模・種類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>未満の住宅及び非住宅（新築）</li> </ul> <p>&lt;義務対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内年間供給総延べ面積 5,000 m<sup>2</sup>以上の建築事業者</li> </ul> <p>&lt;義務付け事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電等の再エネ設備の設置</li> <li>・断熱・省エネ性能の確保</li> </ul>

【参考2】 一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）について

1987年設立。太陽光発電パネルや設備のメーカー、販売、施工、保守点検を担う企業、発電事業者など199社・団体・事業者・自治体（2026年6月末時点）が会員となっている。太陽光発電の利用技術の確立及び普及促進等に向けて、調査・研究や広報・普及啓発事業等を行っている。